

船城地区自治協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、船城地区自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、行政との参画と協働により様々な地域課題を解決し、船城地区住民が主役の住みよい地域づくりを実現することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる地域的な協働活動を行い、地域づくり事業の推進を図る。

- (1) 自治会及び各種団体との連絡調整に関する事。
- (2) 関係機関との連携協力に関する事。
- (3) 交通安全、防災及び防犯に関する事。
- (4) 文化及びスポーツに関する事。
- (5) 男女共同参画の推進に関する事。
- (6) 地域で子どもを育む意識の醸成、健全育成や非行防止に関する事。
- (7) 環境保全、ごみ減量及びリサイクルの推進に関する事。
- (8) 地域福祉、健康づくり推進に関する事。
- (9) 生涯学習及び人権啓発に関する事。
- (10) 活動拠点施設の維持管理及び運営に関する事。
- (11) その他協議会の目的達成に関する事。

(構成)

第4条 協議会は、船城地区内に居住する住民、自治会及び各種団体（別表）をもって構成する。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、丹波市春日町新才 82 ふなき荘内に置く。

(組織と運営)

第6条 協議会は、船城地区の自治会、ふなきの里づくり委員と各種団体で構成し、構成員の自主的な活動と相互の連携により、事業を遂行する。

(1) 健康部

地域住民が健康の大切さや有り難味を認識し、健康的な生活習慣が実践できる取り組みを行い、高齢化が進む中で、地域の住民が支えあえる取り組みを構築する。

(2) 環境部

ゴミの減量、リサイクル活動、クリーン作戦に積極的に取り組み、美しいふなきの里を目指す。また、地域内のパトロール、学童の見守り等を実施し、防犯意識の高揚、地域活動の質の向上に努め、安心・安全な地域づくりに努める。

(3) 文化教養部

男女共同参画、人権意識の向上を推進する。また歴史、文化等を後世に伝える取り組みを行う。

第2章 役員

(役員の種別)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 事務局長（活動推進員・非常勤）1名
事務局員（非常勤）若干名（以下「三役」という。） ふなきの里づくり委員 22名以内 ふなきの里づくり協力員 若干名
参与 若干名 監事 2名

(役員の選任)

第8条 役員の選任は次の要領による。

新会長は、船城地区内の中から自治会長会で任期満了毎に選任する。

副会長は、代表自治会長とする。

事務局長及び事務局員は、船城地区の住民から公募し会長が委嘱する。

（公募要件は船城地区自治協議会細則による。）

運営委員は、第4条に関する団体の役員で組織する。

ふなきの里づくり委員は、各自治会より男女各1名を選出する。

参与は、船城小学校長及び地区在住の市議会議員とする。

監事は、会長を選出する。ただし、1名は自治会長会より選出する。

(役員の職務)

第9条 会長は、行政・自治会長会と連携を図り、協議会を代表し会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

事務局長は、協議会の企画・運営と各部会の調整及び会計・庶務・活動拠点施設・備品の維持管理の任にあたる。また、地域コミュニティ活動推進員の任にあたる。

事務局員は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、職務を代行する。

運営委員は、関係する団体の会務の執行と協議会の行う事業に参画する。

ふなきの里づくり委員は、健康部、環境部、文化教養部に配置し、協議会事業の企画と運営にあたる。

参与は、協議会の活動に側面的な支援と助言の任にあたる。

監事は、協議会の会計を監査する。

（役員の報酬）

第10条 協議会の役員のうち、会長、副会長、事務局長（非常勤）及び事務局員（非常勤）には、その任務において、適切な報酬を支払う。また、ふなきの里づくり委員については会議及び事業実施に係る報酬とする。（船城地区自治協議会細則による。）

（役員の任期）

第11条 協議会の役員の任期は次のとおりとする。

- （１）会長の任期は２年とする。ただし、再選は妨げない。
（任期１年とは、通常総会から通常総会とする。）
- （２）副会長の任期は２年とする。ただし、再選は妨げない。
（任期１年とは、年度とする。）
- （３）事務局長の任期は２年とする。ただし、再選は妨げない。
（任期１年とは、通常総会から通常総会とする。）
- （４）事務局員の任期は２年とする。ただし、再選は妨げない。
（任期１年とは、通常総会から通常総会とする。）
- （５）ふなきの里づくり委員の任期は２年とする。ただし、再選は妨げない。
（任期１年とは、年度とする。）
- （６）補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第３章 総会

(総会の種別)

第12条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の組織)

第13条 総会は、三役、自治会長、ふなきの里づくり委員及び各種団体の代表者
(以下「委員」という。)をもって組織する。

(総会の審議事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員の承認に関する事項
- (4) 規約の変更及び廃止に関する事項
- (5) その他会務上必要な事項

(総会の開催)

第15条 総会は会長が招集する。

- 2 通常総会は年 1 回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 委員の 3 分の 1 以上から請求があったとき。

(総会の議長及び議事録署名人)

第16条 総会の議長及び議事録署名人は、その総会において出席した委員の中から会長が選出する。

(総会の定足数)

第17条 総会は委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、この規約に定めるものとし、出席した委員の過半数をもって可決、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第19条 止むを得ない理由のため総会に出席できない委員は、書面をもって表決することができる。

- 2 前項の場合における第 17 条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 委員の現在数及び出席者数（書面表決者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

第 4 章 会議

会議は三役会、三役・各部代表者会、運営委員会及び部会とする。

(三役会)

第21条 三役会は、会長、副会長、事務局長、事務局員で構成し、事業計画並びに予算案の作成及び事業の進捗管理を審議する。

- 2 会長が必要と認めたとき開催する。

(三役・各部代表者会)

第22条 三役・各部代表者会は、会長、副会長、事務局長、事務局員及び各部代表者で構成し、協議会の目的とする事業計画並びに予算案の作成及び事業に関する事項を処理する。

- 2 会長が必要と認めたとき開催する。

(運営委員会)

第23条 運営委員会は、会長、副会長、事務局長、事務局員及びふなきの里づくり委員で構成し、協議会の目的とする事業計画並びに予算、決算の審議と運営に関する事項を処理する。

- 2 会長が必要と認めたとき開催する。また、関係者等の出席を求めることができる。

(部会)

第24条 部会は、部に属する各種団体の意見を掌握し、各部に関する具体的な事業計画並びに予算案の策定及び事業実施に関する事項を処理する。

2 部の代表者が必要と認めたとき開催する。

第5章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第25条 協議会の事業計画及び予算は、三役・部代表者会の審議を経てその案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始から総会までの間の収入、支出は前年度の予算を基準として、決裁できる。

(事業報告及び決算)

第26条 協議会の事業報告及び決算は、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2か月以内に総会にて承認を得なければならない。

(会計)

第27条 協議会の運営に要する経費は、自治会の分担金、補助金、交付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日終わる。

(会計帳簿の整理)

第29条 協議会は、会計に関する帳簿を整理しなければならない。

第6章 雑則

(その他運営に関する事項)

第30条 協議会の運営に関する細部の事項については、船城地区自治協議会細則によって定める。

附則 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
 平成 21 年 11 月 23 日改正
 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
 平成 28 年 1 月 23 日改正
 この規約は、令和 4 年 5 月 23 日から施行する。
 令和 4 年 5 月 23 日改正

別表

各種団体 順不同

船城地区子ども会
船城小 PTA
民生委員児童委員
船城福寿会
市消防団春日支団第 5 分団